

高野岩三郎「憲法私案」の社会運動史的背景

TAKAHASHI, Hikohiro / 高橋, 彦博

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

社会労働研究 / Society and Labour

(巻 / Volume)

13

(号 / Number)

1

(開始ページ / Start Page)

61

(終了ページ / End Page)

89

(発行年 / Year)

1966-09-15

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00006290>

高野岩三郎「憲法私案」の社会運動史的背景

高橋彦博

「今の憲法は」明治の下積みのお人たちの苦勞のままものやがね」

——堀田善衛「審判」より——

一、日本国憲法の自生的要因

憲法調査会の憲法制定に関する小委員会に「現代史の専門家」が一人も加わってはず、憲法調査会全体を見まわしても「憲法史の専門的知識のあるもの」が一人もない事実が指摘されている。⁽¹⁾ その結果、日本の憲法を調査する調査会で、かんじんの日本の国内政治の動向という要因がまったく無視されることになり、「調査でもっとも欠けているのは、日本自身のこと」という事態が招かれたのであった。

ところで、日本国憲法に関する論議を展開する際に、憲法史ひろくは現代史・政治史の視点を欠いているのは政府の憲法調査会だけではない。憲法調査会の動向を批判する側の論議の中においても、ともすると現代史的視点が欠落しがちである。それは、とくに、憲法制定の問題が論議される際に著しい傾向のようである。

もちろん、憲法制定権力に関する研究史を概観する時、そこに見出せるのは法と政治との緊張した関係の追究であ

り、そこでは、「法の究極に在るもの」を安易に政治的なるものに帰着させる方向が拒否されると同時に、いわゆる純粹法学的な把握への反省も示されている。⁽³⁾ それにもかかわらず、日本国憲法制定経過に関する把握は、依然として非歴史的なアプローチに終っている傾向が強いように思われる。

一例を挙げよう。いわゆる「押し付けられた憲法」説に批判を示しながらも、日本国憲法を制約する規範として「ポツダム宣言」を挙げている例がある。H・ケルゼンのいう実定憲法から区別された「根本規範」(Grundnorm)、またはC・シュミットのいう憲法律から区分された「憲法」(Verfassung)概念に相当するものが憲法制定権力の所在を示すものとして求められる結果、それは「ポツダム宣言」であるということになっていのである。この「ポツダム宣言」を原基点とする把握からは、「八・一五」の変革は、「上からの革命」でもなく「下からの革命」でもない「横からの革命」であると結論が導き出されることになる。

たしかに「ポツダム宣言」は一九四五年以降の日本の変革の起点であったといえよう。しかし、日本国憲法の制定に関していえば、「八・一五」から日本国憲法の発布までの一年ほどの間には、憲法制定経過の分析の際に無視できない「下からの運動」が展開されていた。しかも、この「下からの運動」には、戦前の日本における民主主義運動・社会主義運動の経験の積み重ねが有効に作用していた。日本国憲法の憲法制定権力の問題を追究しながら、「ポツダム宣言」を原基点として設定するだけにとどまってしまう事実認識には、大いに問題があるといわねばならない。

憲法の制定が「すぐれて政治的な現象」である以上、憲法制定経過に関しては、なによりも政治史的視点からする考察が重視されねばならぬことは、当然すぎるほど当然なことのよう思える。とくに、日本国憲法の「押しつけられた憲法」説的把握を検討する際には、政治史的視点の強調がことさらに重要なもののように思える。

たとえ、大日本帝國憲法に代表される旧体制の中で、議院内閣制への強い志向がしばしば発現していた事実があり、その事実を見るならば、日本國憲法における議院内閣制の確立を単に外部から与えられたものであるとい切することは困難なるであらう。⁽⁶⁾今日の憲法は旧憲法に対して、表面的・外見上の連続性を保っているだけではなくて、「実質的にも、日本の近代化が明治憲法によって行なわれたことを補充し、発展させるというコースをとったのである。今の憲法が議院内閣制を建前としているのは明治憲法がなすべくしてなすことのできなかったものを完成させるという憲法史上の連続性を意味している」⁽⁶⁾のであった。

右の「憲法史上の連続性」をみる場合、なによりも重視されるべきは、日本國憲法制定當時に発表された各種憲法草案の検討である。一九四五年から一九四六年にかけて発表された各種憲法草案を、新・旧憲法を含めて主権規定を基準に位置づけると、最右翼に明治憲法、最左翼に共產黨案、そのほほ中ほどに日本國憲法が位置することになる。

そして、日本國憲法と共產黨案との間に位置するもの、換言すれば、日本國憲法より「進歩」的であるが共產黨案ほど「急進」的でない案としては、「憲法研究会案」と「高野案」をあげることができる。⁽⁷⁾

日本國憲法の制定経過において、日本國憲法草案よりさらに徹底して民主化を規定していた草案が、少なくとも三種類は自主的に作成されていたのである。この三種類の憲法草案の存在は、日本國憲法の自生的要因とでもいふべきものであり、日本國憲法が日本の近代史・現代史の産物であることをなによりも雄弁にものがたっている史料であるといえよう。

以下においては、右の三種類の憲法草案中、高野岩三郎憲法私案を取り上げて、若干の検討を試みることにしたい。高野私案の場合、そこには、高野岩三郎の明治・大正・昭和の三代を通じる労働運動との密接な関連が、彼の共和

国憲法思想を生み出した歴史的背景として秘められているように思われる。

統計学者としての高野、東京帝國大学経済学部創設者としての高野等については、これまでに多くが語られているが、労働運動との関連で高野が論じられた例はほとんどない。それで、以下、戦前の日本の労働運動における高野岩三郎の位置づけを中心に挙げて行なうことによって、高野の共和国思想を根幹とする憲法私案のもつ歴史的背景を明らかにすることにした。そうすることによって、日本国憲法の自生的要因の一つを浮び上げようとするのが、この小論の主なねらいである。

- (1) 長谷川正安、憲法制定の経過—憲法調査会を調査する—、『思想』第四九一号、一九六五年五月。
- (2) 長谷川正安、憲法制定の経過(続)—(続)—憲法調査会を調査する—、『思想』第四九二号、一九六五年六月。
- (3) 憲法制定権力に関する最近における代表的な論考としては、芦部信喜、憲法制定権力、『日本国憲法体系、第一巻、總論』一九六一年、所収)を挙げるのが妥当であろう。なお、H・ケルゼン自身が、『法学が法の科学でありたいならば、法学を完全に政治学から分離せよなどとして要求できようか。法学と政治学の分離は程度問題である』旨を述べている例もある。(H. Kelsen, *General Theory of Law and State*, 1949, p. XVIII.)
- (4) 川添利幸、憲法の制定—変遷—改正、『岩波講座、現代法2 『現代法と国家』一九六五年、所収。』傍点は引用者、以下同じ。
- (5) 中村哲、『政治史』一九六三年、六五、八八—八九、一〇二—一〇三、二二六—二二七の各ページを参照。
- (6) 中村哲、議院内閣制の危機、『法律時報』一九六二年四月。のちに吉村正編『首相公選論』一九六二年、に所収。
- (7) 小林真樹、制憲史の原理的考察、『思想』第四五五号、一九六二年五月。のちに『日本における憲法動態の分析』一九六三年、に所収。

二、高野の労働運動に対する直接介入の試み

高野岩三郎、改正憲法私案要綱⁽¹⁾の根本原則は、「天皇制ニ代エテ大統領ヲ元首トスル共和制ノ採用」であった。この根本原則には、「天皇制廃止」と「大統領制」の二つの契機が含まれているわけであるが、高野の私案の眼目は、「天皇制廃止」のほうにあった。高野は、「天皇制廃止」の問題で、憲法研究会同人や日本社会党中央執行委員会の主だった何人かと対立しつつ、独自に私案を発表したのであった。

高野が「天皇制廃止」を主張する理由は、デモクラシーは「民衆の民衆による政治」であるのに、君主政治は「君主の君主による政治」であり、「両者はまさに対蹠のものであり、とうてい調和すべくもない」という、高野自身も認めているような「すこぶる簡單明亮」なものであった。⁽²⁾では、高野の、このような、民主主義諸原則の徹底という点では日本国憲法をはるかに超える共和国憲法思想は、どこから生れたのであろうか。

高野は、青年時代から、民主主義を「謳歌」し、民主主義実現の促進に「熱情を注いで」いた。それは、比較的に自由開放の天地であった長崎に生れ、その後、東京の神田、日本橋で育ち、「下町気分町奴気分を吸収」していたからでもあったが、とくに、「明治二〇年代」の「仏蘭西流の自由民権論」の洗礼を受けていたためであった。⁽³⁾

さらに日本労働運動の先駆者、高野房太郎を実兄に持っていたという事情も大いに影響していた。高野は自ら「私自身の社会観に対しては、この兄の存在は、⁽¹⁾の大きな影響を及ぼしたことはおのずから疑う余地がない」として⁽¹⁾いる。以下、高野のこの側面、すなわち高野岩三郎と日本労働運動との関連を追究することにしよう。

高野は、一八九五年、帝国大学法科大学政治学科を卒業して、のち、労働問題・社会問題を専攻すべく大学院に籍

を置いた。二年ほど経って、講座の關係で、統計学に専攻科目を変更することになるが、これによって、高野は、实地調査、社会統計研究の側面から、社会問題あるいは労働問題へ近づく方法をとることになった。その方向は、すでに学生時代、『East London in Tokyo』と題する小論をまとめた当時から内在的に志向していたものであった。⁽⁵⁾

今世紀初頭の高野の活動の舞台は、主として社会政策学会であった。戦前の日本の社会政策学会の「第一期」は、金井延、桑田熊蔵によって代表されるが、金井・桑田の二人が、ドイツ社会政策学派中、A・ワグナーの影響を強く受けていたのに対して、「第二期」を代表する高野と福田徳三の二人は、「ブレンターノを祖述する」⁽⁶⁾立場にあった。

たとえば、金井が、「今日は知らないが数十年の後に至って本邦内に同盟罷工等が、却て続々起って、或は極端の社会主義が国内に蔓延せんとも計られず、今からして保護の事に注意をして置くのが同盟罷工を拒んだり或は社会主義の蔓延を妨ぐるの道であらうと思ふ」と、「予防策」の観点から工場法の問題を提起しているのに対し、高野が、「我國の現状を省みますると、我労働者の意気地なき過ぎることに呆れざるを得ないやうな次第であります。是れには種々の事情がありますので、一朝一夕に英吉利の如き他の国の模範となつて居る様な有様には進めない。併し長い間には労働者の有力なる團結は起つて来るに違ひない。又起つて来なければ我國の進歩は迎も健全に十分に出来な

いと思ふのであります」と、「人民の自覚」の観点から消費組合の問題提起を行なっている事實は、特徴的である。

右のような、いわば、社会政策学会左派の立場から、高野は、労働者の家計調査を行ない、大原社会問題研究所の所長となり、労働者教育に携つたのであった。また、「社会運動の三羽鳥」と言われた山名義鶴、棚橋小虎、麻生久の三名を育て上げたのであった。山名、棚橋、麻生の三名が、友愛会の日本労働総同盟への転化・発展に果たした役割の大きさについては言うまでもないであらう。

第一次世界大戦のあと、社会運動・労働運動は急速に興隆しはじめ、高野も、勃興した労働運動と密接な関係を持つことになった。こうして発生したのが、国際労働会議労働代表選出事件である。

一九一九年第一回国際労働会議がワシントンで開かれることになり、日本からも労働代表を派遣することになった。その際、高野が候補者に選ばれ、高野もまたそれを一度承認しておきながら、のちに辞退するに至り、辞退と同時に東京帝国大学教授をも辞任する結果となった経過については、よく知られている通りである。

ここに至るまで、高野と労働運動との関係は、間接的なものであり、あくまで、学究としての枠を守っての接触であった。しかし、労働代表受諾の際、高野は、はじめ、労働運動への直接的な介入を志したのである。高野は、自ら、次のように記している。「去る十八日（一九一九年九月）引用者 国際労働会議に参別すべき労働者代表委員選定協議会に於て私が第二候補者として選挙せられたのは、意外とした所である。蓋し私は、一個の学究にして、労働問題の研究を止まり、直接労働者運動に関与し来つたものではないからである。」⁽⁹⁾

はじめ、労働代表は本多精一に予定されていたが、その頃、高野は、本多の相談に応じ、「友愛会及信友会の有力なる労働団体の代表者等が協議会から脱退したのであるから、是等の諒解なくして労働代表委員となることを受諾するのは考え物である、若しさうすれば友愛会其他より強硬なる反対の来るのは予期せねばならぬ」と助言している。⁽¹⁰⁾ そうであったにもかかわらず、本多が辞退し、自分が正式の候補者となると、高野は、急に考えを変じた。変じた理由は次のようなものであった。「私は頗る去就に迷ふたが、協議員会の推薦あり、友人諸氏の熱望あり、当局の懇請あり、尚ほ労働団体に於ても私が労働代表者たること自体には強ち反対でないやうであるから諒解の途がつくであらうと思ひ多少の矛盾を顧みず、敢て任を受くるに決した。」⁽¹¹⁾

すなわち、これまでの高野と労働運動一般との関係、とくに友愛会との関係、それも友愛会において指導的地位を占める山名、棚橋、麻生との関係を考えて、自分ならば労働団体の諒解を得られるであろう、との見通しから、代表となることを受諾したのであった。しかし、この見通しはあまかった。「友愛会の態度は私の予期に反して依然強硬で飽くまで私の受任に反対することを主張して已まない⁽¹²⁾」のであった。

こうして、高野の労働運動への直接的な介入の最初の決意は、決意のままに終り、実行に移される機会を失ったのであるが、それがかえって、高野の、その後の労働運動への直接介入の独自の型を導き出す結果となったようである。

- (1) 高野の「改正憲法私案要綱」は、鈴木鴻一郎編「かつばの尻」一九六一年、に収められている。
- (2) 高野、因われたる民衆。(右「かつばの尻」四七ページ)
- (3) 同右、四四ページ。この点に関し、最近、次のような興味ある指摘がなされた。「東大明治二十八年の卒業生は、多くの秀才を出した。浜口、幣原、伊沢、下岡、小野塚、高野、矢作……彼ら「二八会」の連中はそれぞれの意味でリベラルであった。これは、彼らが少年時代を明治十七、八年のリベリズム勃興の時代に送り、その間において志をたて、日清戦争という進軍ラッパに送られて、大学を出たからではあるまいか。日本のリベリズムとナシヨナリズムは、彼らにおいて奇妙な混声合唱をやつた。」(大内兵衛、折り折りの人(3)「朝日新聞」一九六六年三月一六日、夕刊。)
- (4) 高野、社会政策学会創立のころ。(右「かつばの尻」九二―九三ページ)。のちにふれるように(第三節注(1))、高野は「産業民主制論」を「亡兄高野房太郎」に捧げているのであるが、その際、次のように述べている。「社会主義者たる片山氏と純然たる英米流の労働組合論者たる我兄とが堅く手を握つて奮闘したる歴史は長く我労働運動史上に一劃期を成すものであることは争ふべからざる所であらう」。このような兄に対する評価は、そのまま高野の行動基準となつていたのであつた。
- (5) 高野、統計学を専攻するまで。(右「かつばの尻」六六ページ以下。)

- (6) 大内兵衛、日本社会政策学会の運命と現代日本経済学の使命、(弘文堂「社会科学講座」VI、「社会問題と社会運動」一九五一年、所収。同書、一二八ページ)。
- (7) 金井延、工場条例に就て、(河合栄治郎「金井延の生涯と学蹟」一九三九年、所収。同書、四六二ページ)。
- (8) 高野、人民の自覚、(社会政策学会編、社会政策学会論叢、第四冊「市営事業」一九一一年、所収。同書、二九四～二九五ページ)。
- (9) 高野、辞退理由書、(前掲「かっぱの尻」三〇八～三〇九ページ)。
- (10) 右同、三〇九ページ。
- (11) 右同、三〇九ページ。
- (12) 右同、三〇九ページ。なお、この点については、鈴木文治「労働運動二十年」一九三二年、一九八ページ以下に詳しい。

三、高野の労働運動における顧問的地位の確立

高野の労働代表辞任は、高野と労働運動との関係を、ますます密接なものとした。

高野は、労働代表辞任のあと、大原社会問題研究所の仕事に専念する一方、当時、ようやくたかまってきた無産政党結成運動にも積極的な関心を見せている。たとえば、一九二五年には、「しばしば『火曜会』」に出席し、森戸辰男、河上丈太郎、杉山元治郎らと労働組合問題、無産政党結成問題について懇談をつづけた⁽¹⁾。たのであった。したがって、無産政党が結成されるとともに、いわゆる党首就任問題が発生したのは当然であった。

高野は、麻生、山名、棚橋、河上のほか、河野密、三輪寿壮、細野三千雄、菊川忠雄など、東京帝大出身のインテリゲンツィアを中心に構成された日本労働党(一九二六年～一九二八年)ととくに深い関係に立った。当時、左の労働農民党は大山郁夫を委員長とし、右の社会民衆党は安部磯雄を委員長としていた。したがって、日本労働党が高野を

委員長に企図したのは自然のなりゆきであった。しかし、日本労働党結成当初から、数度にわたって強力な交渉がなされたにもかかわらず、ついに、高野は、委員長を引き受けなかった。そのため、日本労働党の委員長の座は、最後まで空席であった。

高野委員長問題について、日本労働党の内部では、次のような討論がかわさ^るれている。きわめて興味ある討論なので、以下、やや詳しく紹介する。

「三輪—前の問題を続行する前に、委員長顧問の問題を前にし度い。

河野—高野氏を今大会で推薦して、承諾しにくい事情になると困るから、大会で問題にするなればその点を考え然らずば全然問題にせぬことだ。

須永(好)—問題にせぬがい。

議長(麻生)—その通りにしますか。……

加藤(勲十)—中央委員長を置くかおかぬかを決せよ。……

三宅(正一)—委員長、書記長を先決しては如何。

議長—委員長はおくかおかぬか。

須永—高野さんが一・二年に決せぬとすれば早く決した方がよい。

加藤—然らば、君の意中の人は如何。

須永—僕は言下に麻生君をあげる。

加藤—他の人はどうだ。

山名—麻生は中々ならんといふからどうかね。

須永—高野さんをまつか、党内から出すかだ。党内なら麻生氏より外ない。

柳橋—高野氏は健康上、我党の党首を出来ぬ。選挙で、一カ月も走り廻せば死ぬ。第二に、先生の生活費の問題だ。党では先

生を養へない。この二点から、高野さんを頼むのは気の毒だ。最初からあきらめろがい。

麻生—先生の生活だけは問題とする必要はなからう。先生を心中させるといへば、大正八年に既に先生をして大学教授の職を棒にふるせた。しかし先生は常に我々の運動に希望と熱意を以つてゐられる。そのことを話したら、先生もそれをりようと思はれた。先生のこの気持を充すことは強ち無意義ではない。更に、先生の健康問題も一応すること乍ら、先生には覺れて後やむの意気がある。そのことは河野君もこの間の会合で感じたらう。

河野—然り。

麻生—須永君等は高野さを知らんから名士をかづく様に思はれるだらうが、我々は長年先生に師事して、先生は大山氏、安部氏等と違つて、一胆引受けた以上は、覺れて後やむの意気を持つて必ずやり通す人だ。だから我々は先生に頼む所が大なのだ。それに、高野さんは学者といふよりも、実行家なのだ。だからそこに、政治家としての先生に多くの望みをかけることが出来るのだ。僕が先生に非常な執着をおもふのは、先生のその性格にあり、その実行力にあるのだ。……

望月(源二郎)—黨員は麻生氏が党首なりと思つてゐる。……
河野—大会の決議を持つてゆけば先生は必ず出ない。

棚橋—いや必ず出る。」

高野の委員長就任問題については、まず、日本労働党内に、高野の健康および社会的地位等を考へて党首引き出しに躊躇する意見、さらには、日本労働党において実際に果している麻生久の役割からして、麻生が党首となるのが当然と考へる意見があつて、問題が粉糾していたのであつた。それとともに、何よりも、高野自身が、党首問題には慎重で、なかなかその態度を明らかにしなかつたのであり、それが党首未定の理由であつたことが、右の討議からうかがえる。

高野は、日本労働党で、「一黨員として入党働くことだけは考慮の余地ある」旨を明らかにしているが、それも実

行に移されるには至らなかつた。

日本労働党のあとを受けて誕生した日本大衆党（一九二八年～一九二九年）において、再び、高野委員長問題が発生しているが、ここでも、高野は、ついに態度を明らかにせず、結局、委員長の座は空席のままに終わっている。ただし、日本大衆党の場合、党内には、これまでとちがった意味で、高野の委員長就任に反対する動きが出て、それがますます、高野の委員長就任問題を複雑にしていたようである。「十二月十二日（一九二八年）引用者」の夜七時、大阪進め社福田狂二宛に柴尾（与一郎）引用者より依頼電報が来た。「高野博士委員長反対運動を願ふ。柴尾」。柴尾の自白では、平野、麻生と相談の上打ったのだといふ。その理由は何かといふと、高野が出ると平野（力三）引用者の専制ができないからだといふ。⁽⁴⁾

日本大衆党委員長就任を躊躇した理由として、高野が挙げているのは、大原社会問題研究所維持の問題、自身の健康上の問題であるが、高野が、以上のほか、「党の合同進捗後における党財政」の問題を懸念していた点⁽⁵⁾は、注目される。当時の無産政党の委員長にとって、最大の仕事は、党の運営費をいかに賄うかであった。党首は、自分の指導理念を犠牲にしても、経営体としての党の運営に尽さねばならぬという政治的要請が、当時の無産政党にはまつわっていた。このため、日本労働党の実質的な委員長⁽⁶⁾の立場にあつて、「七党合同」による日本大衆党の結党を準備した麻生など、すでにとかくの噂を呼ぶ行動をとっていた。高野が、委員長就任に慎重であつたのには、そのような事情も大きな理由となつていたように思われる。

高野は、日本大衆党結党の際、「左派をも抱擁し得る余裕を作るの必要⁽⁷⁾」を説いていた。すなわち戦線統一の主張である。

一九二九年には、右の社会民衆党から全国民衆党（田万清臣等）が分立しているが、高野は、この場合にも委員長候補に挙げられている。高野は、委員長就任を断わり、「顧問」として関係することになるが、その際にも高野が考えていたのは、無産政党的戦線統一、さしあたっては日本大衆党と全国民衆党との合同であり、合同の媒介作用を自分が行なうことであつた。⁽⁸⁾

高野は、無産政党的運動の側からの再三にわたる党首就任の要請にはついに応えず、「顧問」という形⁽⁹⁾で、無産政党的運動および労働組合の運動に直接的に介入していったのであるが、形はともかく、介入の動機としては、戦線統一という理念が、高野を動かしていた模様である。

その後も高野は、たとえば日本大衆党と全国民衆党との合同に、「顧問として立会う」⁽¹⁰⁾労をとっている。一九三〇年五月には、中間派の日本労働組合同盟と、右派の日本労働総同盟から分立した労働組合全国同盟との合同が進展するが、高野は、合同経過の報告を両者から受け、合同大会の費用に寄付を行ない、合同後の新組合（全国労働組合同盟）の「顧問」となることを快諾し、両組合の合同の勢いをもって日本大衆党と全国民衆党との合同をすすめるよう、強い希望を述べている。⁽¹¹⁾

高野が労働戦線の統一として追求したのは、まず、中間派勢力の、中間派自体としての強化であつたが、高野は、それとともに、中間派と合法左翼勢力との提携を考えていた。高野は、中間派と右派本流との提携・合体はまったく考えていなかった。

しかし、労働運動の実際の動きとしては、「大左翼結成」ではなく、「大右翼結成」がすすめられて行くことになる。すなわち、日本大衆党と全国民衆党が合同して出来た全国大衆党は、一九三一年七月に合法左翼勢力を加えて全国労

農大衆党となる。ここまでは高野の期待通りであった。だが、その一方で、労働戦線における大右翼結成の第一歩としての日本労働倶楽部の発足が成功し、やがて全国労農大衆党は社会民衆党と合同し、政治戦線における大右翼結成としての社会大衆党の結党（一九三二年七月）を見るに至る。

高野は、大右翼結成の動きに対しては、きわめて冷淡であった。たとえば、一九三〇年、山名義鶴は日本労農党系分子と社会民衆党との合同を策し、これに高野の出馬を勧めているが、高野は山名の構想に反対を唱え、出馬を拒否している。

また、一九三五年、高野は、中間派の全国労働組合同盟と右派の日本労働総同盟との合流に、安部磯雄や鈴木文治とともに、大きな役割を果たしている。この時の高野の動きは、いわゆる「全総の産婆役」の動きとしてよく知られている。しかし、高野は、全日本労働総同盟の結成に、労働戦線における大右翼結成の完成を目指して取り組んでいたのではなかった。高野は、全日本労働総同盟の結成をすすめるにあたって、西尾末広、鈴木悦次郎の二名に対し、「無産党との連絡を取り、無産運動統一の機運を促がすに利用するの要」を説いている。

一九三五年の時点で、「無産党との連絡」をとり、「無産運動統一」をすすめるという方向は、単に社会大衆党との連携をより緊密にすることだけではなく、日本無産党（委員長、加藤助十、書記長、鈴木茂三郎）の方向にむかって胎動をつづけていた合法左翼のグループと、社会大衆党との統一を促進することをも意味したのである。それは、実質的には反ファシズム戦線の結成を目指す萌芽的試みにほかならなかった。

人民戦線事件が発生したのは、一九三七年から一九三八年にかけてであるが、それとともに、高野の労働運動への積極的な、直接的な介入は止んだ。

人戦線事件以降の高野は、大原社会問題研究所に沈潜している。高野の大原社会問題研究所への閉じこもりは、自己を完全に時流から隔絶するものではなかった。一九三八年には、研究所として「米國産業協會著」の『國民社会党下に於ける独逸の労働及経済』を刊行している。同じく研究所名で、一九三九年には『独逸社会政策と労働戦線』が刊行されている。また、一九四四年には、権田保之助、大内兵衛、森戸辰男と共に『決戦下の社会諸科学』を刊行している。

高野は、必ずしも時流に抗しつづけたわけではなかった。だが、そこに多少の「よろめき」を見出せるとしても、その「よろめき」が、あくまで、主としてドイツ的なものの讚美の結果である点は興味深い⁽⁴⁾。高野において、日本の「国体論」への「よろめき」は最後まで見られなかったのである。

(1) 大島清・永田利雄・高野岩三郎年譜（法政大学大原社会問題研究所「資料室報」第九五号、一九六四年一月）。この時期の「無産政党結成問題」といえば、まずは「綱領問題」であった。現に法政大学大原社会問題研究所には、「高野」と記名した無産政党組織準備委員会の綱領草案関係資料が保存されている。戦前の状況において、無産政党の綱領起草に関係することは、おそらく、当時の事情としては可能な限りで最大限に「憲法問題」に接近した試みとして評価できよう。また、高野が所長である大原社会問題研究所が、のちにふれるように（第四節注⑤）、ウェップ夫妻の『大英社会主義国の構成』を一九二五年に翻訳出版している試みも、間接的ではあるが、「憲法問題」への接近として評価できよう。なお、高野自身、この『大英社会主義国の構成』と関連づけて、同じくウェップ夫妻の『Industrial Democracy』（1897）を『産業民主制論』として一九二七年に「纂訳」している。しかも、この書は「兄高野房太郎に捧ぐ」とされている。以上のような点にも、高野の日本国憲法私案の戦前における布石を見ることができよう。

(2) 一九二七年一月二八日付、日本労働党中央委員会「議事録」（法政大学大原社会問題研究所蔵資料、ペン書）
(3) 高野日記、一九二八年九月二七日（高野日記）は、前掲「かっぱの尻」に収められている。

高野岩三郎憲法私案の社会運動史的背景

- (4) 『労農新聞』一九二九年二月二〇日付号外、参照。
- (5) 高野日記、一九二八年一月一日。
- (6) 日本労働党から日本大衆党にかけての麻生久の「とかくの噂を呼ぶ行動」については、増島宏『社会民主主義と軍部・フツンズム』、『社会労働研究』第一七号、のちに『現代政治と大衆運動』一九六六年、に所収）を参照。
- (7) 高野日記、一九二八年一月一日。
- (8) 高野日記、一九三〇年一月一九日および同年三月一〇日付を参照。
- (9) インテリゲンツィアの労働運動との結び付きの一形式として、イギリスの労働運動史においても「知識階級は大体において願間的 (Gadvisoren) 役割を演じて来た」傾向が認められる事実は興味深い。(木村健康『英国労働党』一九四九年、三一ページ)。
- (10) 高野日記、一九三〇年三月一日。
- (11) 右同、一九三〇年五月二五日および同年六月二日付を参照。
- (12) 右同、一九三〇年四月一日。
- (13) 右同、一九三五年六月六日。
- (14) 高野の憲法私案の特徴点は、天皇制の完全廃止の要求とともに、大統領制を主張した点にある。自由民権運動以来、大日本帝國憲法批判の有力要因となっていた議院内閣制志向からかけ離れて、高野が大統領制を志向した背景には、戦時下におけるこのドイツ的なものへの「よるめき」を考へることができのではなからうか。高野は、のちに見るように(第四節注(7))、ワイマール憲法を手本の一つとして彼の憲法私案を起草している。フーゴ・プロイス起草になるワイマール憲法の内容に、M・ヴェーバーの影響が甚大であったこと、とくにその大統領制の規定はヴェーバーの指導者民主主義論によるものであり、まさにその点でナチズムの制約に対するヴェーバーの政治責任が追究されている問題はあまりにも有名である(たゞとて W. Mommsen, Max Weber und die Deutsche Politik, 1890-1920, 1959. の最終章、または P. Mayer, Max Weber and German Politics, 1955. 五十嵐豊作・鈴木寛訳「マックス・ヴェーバーの政治社会学」一九六六年、の第五章

などを参照)。高野の憲法私案には、自由民権運動の残映的要素を含む日本の近代史・現代史に密着した要素と、ドイツ的なものへの渴望の要素が入り混つており、問題があるとすれば後者の点ではないかと思われる。

四、戦後民主主義の開花期における高野

大内兵衛氏によれば、高野は、オールド・リベラリストであったとい⁽¹⁾う。

このオールド・リベラリストが、「満州事変」以降の軍部の跳梁の時代を、どのような気持ちで迎えていたかは充分に推察できる。「軍閥の跋扈」の時代となり「われわれの手も足も、口も筆も一切縛り上げられるに至れる時勢の推移」に対して、高野は、「悶々たる不満不快の念」を抱いたのであった。高野は、その心情を次のように吐露している。「ただ近年マルキシズムの勃興、左翼運動の旺盛によって、僅かに慰めらるるところありしも、これもまたいくばくもなく弾圧せられてほとんど形を蔽めたるがため、再び悶々の情を新たにし、わが国にはとうてい自主自由の風は頭上を通過し、国民は未來未劫奴隸的境遇に呻吟するの止むなきかを憂わしめたのであった。」⁽²⁾

したがって、一九四五年八月一五日は、オールド・リベラリスト高野にとって、まさに解放の日であった。「今や時世は急転し、旧時代は忽然として消失し、デモクラシーの新時代はわが全土を蔽うに至ったのである。われわれの満足何者かこれにしかんといわざるを得ない。」⁽³⁾

ここから、高野の、憲法研究会への参加、改正憲法私案要綱の発表（一九四五年二月）が直接的に導き出されたのである。したがって、高野の憲法私案の内容が、一つには、オールド・リベラリストとしての解放感からする新時代への叫びとしての性格を帯びたことは否定できない。⁽⁴⁾しかし、オールド・リベラリスト高野が、戦前の労働運動

に占めてきた顧問的地位を考えてみると、高野私案の発表が同時に、次のような叫びとしての性格を帯びていることも否定できない。すなわち、高野私案は、大日本帝国憲法の枠の中に押し込められてきた日本の社会運動・労働運動の半世紀の歩みが、今、その枠が取り去られた時、当然の⁽⁴⁾声として挙げた一つの叫びであったのである。

事実、高野は、共和国憲法私案の発表につづいて、ウェップ夫妻の「大英社会主義国の構成」⁽⁵⁾にならい、憲法私案で明らかにした日本国民の生活の「大本・支柱」に、さらに明確なる「肉付け」をなす構想があったことを明らかにしている。それが、単なるオールド・リベラリストとしての発想を超える内容のものであったらうことは、充分に予想できる。

ところで、冒頭で簡単にふれたように、いわゆる「八・一五」の⁽⁶⁾変革の「下からの革命」的性格は安易に否定し去られるべきものではない。一九四五年八月一五日のポツダム宣言受諾発表から、一九四六年一月三日の日本国憲法発布に至る過程は、残存せる旧反動勢力と国内民主勢力との熾烈な闘争の時期であった。憲法問題に限ってみても、大日本帝国憲法の部分的修正で事態を収拾しようとする政府の動きと、国民の主體的参加による新憲法制定を要求する動きとが激しく対立している。高野の憲法私案は、この時期の、国民の手による自主的憲法制定の動きの代表的な一例であった。

高野の憲法問題に関する言動は、憲法研究会と、誕生間もない日本社会党を舞台として行なわれた。鈴木安蔵、森戸辰男、馬場恒吾等による憲法研究会の動きは、政府の憲法調査会が取り上げた民間憲法私案作成の動きの唯一の例であり、そこからは、憲法研究会案が日本国憲法草案の作成に無規できぬ影響を与えていた点⁽⁷⁾が確認されている。ただし、憲法研究会で作成された案は、天皇制を「象徴化」するものであり、それは高野の憲法構想と合致しないもの

であつた。

日本社会党の憲法問題への取り組みは、他の政党や民間の有志の動きと比較して立ち遅れの感があるものであり、同党中央執行委員会が憲法問題を本格的に審議したのは一九四六年一月一六日であつた。中央執行委員会内部には、少数ながら「天皇制廃止、共和制樹立」の主張もあつたが、片山哲、原彪などの意見により、結論としては、「国民榮譽の象徴たる天皇大権」の存在を認めるものとなつて¹⁰⁾いた。これもまた、高野の憲法構想と合致しないものであつた。

しかし、高野は、憲法研究会の同人や社会党の憲法問題への取り組みから離脱し孤立する方法をとらなかつた。それは、この時期の憲法問題への取り組みが、なによりも下からの民主主義運動の性格をもつものであり、それは、当然、当時さかんに叫ばれていた民主主義のための統一戦線の動きの一端をなすものとなり、高野がそのことを充分に意識していたからであつたと思われる。

高野は、一九四六年一月二五日の野坂参三帰国歓迎会の席上、鈴木安蔵とともに、「民主主義的憲法制定会議」の開催を提唱している。この会議は、「人民が自主的に招集するといふ建前」により、「社会党、共産党、農民組織、労働組合、文化団体、言論機関等、人民の組織の代表者が集まるべき¹¹⁾とするものであつた。また、この会議について、当時『民報』紙論説委員であつた松本重治は次のような期待を寄せている。「会議は右のような政府案を排撃するといふやうな最小限度の共同戦線については勿論一致するであらうが、希ふらくはこの会議によって、民主戦線全般の支持を受ける如き新憲法草案を得たいものである。そしてその共同草案を作成するといふことが更に民主戦線の拡大強化に拍車をかけることが希ましい。」¹²⁾

「民主主義的憲法制定会議」開催の提唱は、一九四六年二月に入ると、憲法研究会の名による「憲法制定全国民準備會議」開催の提唱へと発展し、具体化していった。幣原内閣の閣議で、「松本私案、甲案、乙案」が説明されたのは一九四六年一月三〇日であり、憲法研究会が、政府案は「準備方法、内容において甚だしく非民主主義的であり国民生活の解放向上に大なる障害をなすものである」と断じ、憲法は「国民自身の手によって研究審議決定すべき」であると、「憲法制定全国民會議」開催のための準備会結成を、各政党・各団体に広汎に呼びかけたのは、一九四六年二月一四日であった。⁽¹³⁾

この下からの憲法制定の動きに対しては、直ちに上からの反動が開始された。一九四六年二月一四日に憲法研究会の呼びかけがなされた時、すでに連合国占領軍総司令部は、いわゆる「マッカーサー草案」を日本政府に交付していた。それは一九四六年二月一三日であった。また、「憲法制定全国民會議」準備会の開催は一九四六年の三月中旬が予定されていたが、政府が「憲法改正草案要綱」を勅語とともに発表し、同時にマッカーサー元帥による政府の「要綱」支持の声明がなされたのは一九四六年三月六日であった。

一九四六年二月一三日のいわゆる「マッカーサー草案」の日本政府への交付は、一九四六年二月二六日に予定されていた極東委員会の第一回会合に対して「先手」をとるための処置ではなかったかと推定されている。⁽¹⁴⁾しかし、それと同時に考えられるのは、以上の経過から明らかのように、高野なり憲法研究会なりに代表される国民の主體的参加による憲法制定の動きが盛り上がったまさにその瞬間に、従来の政府案よりはるかに民間憲法私案の民主主義的要求を取り入れた形の「マッカーサー草案」が、今日的表現を使えば「政策の先取り」として、日本政府に交付されているという事情である。

だが、下からの民主的憲法制定の動きは、政府の「憲法改正草案要綱」の発表や、「勅語」や、マッカーサーの「支持声明」などで押しとどめられることはなかった。戦後第一回の総選挙が行なわれたのは、一九四六年四月一日であるが、その三日前の一九四六年四月七日、日比谷公園では五万人の組織労働者・一般市民を結集した民主人民聯盟主催の国民大会が開かれている。この大会は、「幣原反動内閣の即時退陣」を要求するものであったが、大会の中心スローガンとしては、「最低生活を配給で確保せよ!」と共に「民主的憲法は人民の手で!」が掲げられているのであった。

また、戦後の新代議士による第一回の国会が開会されたのは一九四六年六月二〇日であったが、この第九〇国会開会にあたって、終戦の直後から「民主主義革命の推進」を主眼として発行されていた『民報』紙の「主張」欄は、次のように述べている。「来るべき臨時議会の仕事は何よりもまづ憲法改正手続を改正することにある。……改正手続きは如何に改正されるべきかの問題になるが、議会が新憲法起草委員会を任命し、その半ばを各党より選ばれた議員より、他の一半を民間の進歩的な有識経験者より選び、その委員会は広く輿論の声に聞いて草案を委員会案として決定、これを機会に附議することにするのが、最も民主的であると思はれる。」

終戦後の激動期に、国民大衆は、「憲法よりメシだ」というスローガンにその切実な要求を集約させていたとよくいわれる。だが、はたして簡単にそういういい切れるであろうか。たとえば、この「憲法よりメシだ」のスローガンは、一九四六年五月の「食糧メーデー」や「米よこせデモ」の一つのスローガンであった事実とともに、それが共産党書記長徳田球一の国会発言にあった事実を基にして今日しばしば問題にされているようである。たしかに徳田は、一九四六年六月二四日の衆議院本会議の席上で、「我々ハ憲法ヨリモ食糧ヲ、是ガ我ガ党ノ、スローガン、デアル、又勞

働者、農民、一般人民諸君ノ叫ビデアルノデアル」と発言している¹⁷。しかし、徳田の発言は、次のような当時の憲法問題への取り組みの中から生み出されたものであり、それだけを取り上げて理解されるべきものではなかった。

すなわち、第九〇国会が招集される直前、一九四六年五月六日、共産党は社会党と政策協定会議を開いているが、その席上、共産党は、「憲法審議は成るべく延期すべし」と要求し、社会党はこの要求の「再検討」を約している¹⁸のである。民主勢力にとって、第九〇国会における憲法問題は、まず憲法改正手続きとして取り上げられるべきであり、政府案の一方的審議は極力押しとどめられるべきものであった。そのような意図を秘めて徳田発言はなされているであった。

事実、一九四六年六月二五日には、共産党志賀義雄代議士が「審議延期」の動議を提出している。これが否決されると、共産党は、逐条的な政府案批判に入り、決して憲法論議を拒否しているわけではない。逐条的な政府案批判を行なったのは野坂参三であるが、その批判展開の基盤となる共産党の「憲法委員会」には徳田が参加し、共産党憲法草案の作成や逐条批判の方法の討議に加わっている¹⁹のである。

野坂の逐条批判の内容は、憲法前文における「人民主権」規定の日本語と英文とのニュアンスの問題、あるいは憲法改正手続きの問題など、単に共産党内部の発想によるだけではなく、当時の民主主義陣営内部における問題意識を代弁する形のものとなっているが、この間の事情については日本共産党の憲法草案作成経緯の問題点として稿を改めて検討を加えるのが妥当である²⁰。

高野岩三郎憲法私案は、共和国構想であり、とくに天皇制の完全廃止を要求しているという点で、さらに発表の時期がもっとも早かったという点で、まことに独特な性格のものであった。しかも、高野の憲法私案の発表は、戦後の

民主主義革命期における民主主義のための統一戦線確立の動きから隔絶してなされたのではなく、あくまでその一環として自らを位置づけつつなされたのであった。

そして、民主主義勢力全般の動きがそうであったように、高野もまた、成立した新憲法に対しては、不満を残しながらもその積極面を評価するという肯定的態度を示すことになったのであった。

(1) 大内兵衛『高い山』一九六三年、冒頭の一章を参照。

(2) 高野、因われたる民衆（前掲『かつばの尻』四五ページ）

(3) 右同。

(4) もっとも、大内兵衛氏が高野をオールド・リベラリストと称する場合、単なるリベラリストではなく、「徹底的な社会主義者であった」または「プロレタリアのリベラリスト」であった、としている。したがって、大内氏も、おそらくは、高野の共和国憲法思想に、なによりも、労働運動との密着の姿勢という背骨が貫徹していることを認めるもののように思われる。（前掲『高い山』一八、一九ページ参照）

(5) ウェブ夫妻の“A Constitution for the Socialist Commonwealth of Great Britain”（1920）は、はじめ、丸岡重堯訳で大原社会問題研究所から一九二五年に刊行された。これが、戦後、山村高改訳で、やはり大原社会問題研究所から一九四八年に刊行されているが、そこには次のような研究所名の序文が付されている。「わが国に於ても敗戦の結果として今や未曾有の社会改革が行はれようとしてゐる。それが如何なる行き方をとるにせよ、徐々に然し確実に進まうとする英國流の改革案を詳述した本書の中には啓発的な多くのものが見出されるであらう。」

(6) 高野、因われたる民衆（前掲『かつばの尻』五八ページ）

(7) 法政大学大原社会問題研究所に所蔵されている高野私案の草稿によれば、私案は、日本共和国憲法私案要綱」とされ、「ソ連邦憲法」や「ワイマール憲法」を参照したことが明記されている。高野の憲法思想は、社会主義への志向を保ちつつ、民主主義をその極限まで追究して止まないものであった。

(8) 憲法調査会事務局「憲法制定の経過に関する小委員会報告書」一九六一年、三〇八ページ。憲法研究会の発生経過については、森戸辰男談（憲法調査会「第十回総会議事録」一九五八年）、鈴木安藏談（憲法調査会「憲法制定の経過に関する小委員会第二十二回議事録」一九五九年）を参照。

(9) 憲法研究会の天皇象徴化案は、杉森孝次郎と室伏高信が考え出したものとされている（岩淵辰雄談、住本利男「占領秘録」一九六五年、八七ページ）。これに対しては、同じ憲法研究会の一メンバーから陸え目な反駁がなされている。むしろ一九四五年九月末から一〇月頃にかけて作成されていた憲法改正に関する鈴木安藏私案が天皇象徴化案の嚆矢ではなかったかという（前掲、鈴木談参照）。ところで、鈴木談においても認められているように、すでに一九世紀後半に、バジロットがイギリスの国王を「統合の可視的象徴」(a visible symbol of unity)として把握してゐる例がある（W. Bagehot, English Constitution, Fontana Lib., p. 90.）。さらに、ヒュアンスがあるとはいえず、一九三二年のウェストミンスター条約の前文にも、「国王は、英連邦属領の自由な連合の象徴 (the symbol of the free association) である」との規定がなされている（中村哲「日本国憲法の構造」一九五六年、一四一ページ。Law Reports, Saures 1932, p. 14.）。また、アメリカの占領政策に大きな影響を与えたベネディクトの日本的カルチャーの型の分析の中では、日本の天皇は「日本国民の統合の最高の象徴」(supreme symbol of Japanese unity)として捉えられた（R. Benedict, The Chrysanthemum and the Sword, 1946, p. 625.）。要するに、「象徴」規定のブライオリティ論議はあまり意味がないように思われる。むしろ問題なのは、憲法研究会のメンバーたちが、日本の民主主義を下から推進する意図でありながら、「天皇象徴化」などとなぜか憲法改正の枠にとどまる発想からぬけ切ることができなかったにもかかわらず（鈴木安藏「民主憲法の構想」一九四六年、所収の一連の論文を参照）、森戸辰男が鈴木安藏にいみじくも語ったように、「一番老人の高野先生が一番ラディカルであった」（前掲、鈴木談）事実であるように思える。これはけっして偶然ではなかった。憲法研究会同人の中で、戦前の労働運動との関連は、高野がもっとも長く、もっとも密接であったのである。

(10) 『民報』第七三三号、一九四六年二月一六日。

(11) 『民報』第五八号、一九四六年二月三一日。

(12) 同右。

(13) 『民報』第七三号、一九四六年二月一六日。

(14) 長谷川正安『昭和憲法史』一九六一年、二三四ページ。住本、前掲『占領秘録』一〇二ページ。

(15) 『民報』第二二三号、一九四六年四月八日。

(16) 『民報』第一八三号、一九四六年六月七日。

(17) 『第九十回帝國議會衆議院議事録速記録、第四号』一九四六年、五八ページ。

(18) 『民報』第一五五号、一九四六年五月一〇日。

(19) 『民報』第二〇三号、一九四六年六月二七日。

(20) 憲法制定議會(第九〇国会)における論議の進展と比列しての在野の活動、たとえば民主主義科学者協会の活動については、中村哲『新憲法ノート』(一九四七年)を参照。

五、結 び

高野岩三郎のイデオロギー的体質を、あえて規定するとすれば、熟さない表現であるが、「社会民主主義的自由主義者」ということになるのではなからうか。以上においては、高野と労働運動との関係に焦点を据えて、彼の「共和憲法私案」の社会運動史的背景をとくに強調するように努めた。しかし、高野は、本来は、「自由主義的社会民主主義者」なのではなく、「社会民主主義的自由主義者」なのである。

「明治・大正・昭和」の三代にわたる高野の精神史を全体的に把握すると、高野が自由民権運動の洗礼を受けていたことを告白し、明治初年の空気の強い影響を受けていたことを認めている事実が、異様な重味をもって感じられることになる。おそらくは、この時点での高野の経験が原体験となつて、あるいは第一次大戦後の労働運動への

直接的介入となり、あるいは戦後民主主義の開花期における憲法私案の発表となつて展開されたのではないかと思われる。

高野に、「政治のデーモン」が作用していたことはたしかである。山名義鶴、麻生久、河野密などから労働運動への直接参加を求められる一方、他方で森戸辰男、大内兵衛などから研究所長としての学問の世界へのとどまりを諫言され、その結果、無産政党的委員長としてではなく、「顧問」として、大山郁夫や河上肇とはちがった政治的なものへの関与の方向を生み出した高野に、何がしかの「政治的デーモン」が存在していたことは否めない。これは高野の社会民主主義者としての一面を示すものといえよう。

ただし、高野の場合、この「政治的デーモン」が「権力衝動」へ転化することが、なにかによって抑えられていた。⁽¹⁾ その「なにか」とは、一言でいえば、統計学者としての「醒めたる意識」⁽²⁾ともいうことになるであろう。高野の労働運動への学問的接近は、政策的な直接的接近に重点を置くものではなく、統計学という徹底した対象客観化の作業を通じての接近であった。それが、高野の、運動に密着しながらも埋没することのない姿勢を可能にし、そして、それが、労働運動における「顧問」的地位という形で具体化していたものと思われる。これは、高野の自由主義者としての一面から生み出される特徴点であったのではなからうか。

高野は、労働運動へ「参加すべき時期」を知っていた。それと同時に「引け際の時期」をも知っていた。「引け際」を自己に見極めさせる点で、高野は徹底した戦闘的精神の担い手であったとは見做せない。しかし、高野の「政治的デーモン」は、戦闘的姿勢を喪失しながら引くことをもしいない「権力衝動」に身をゆだねた人々のデーモンとは明らかに異質のものであった。⁽²⁾ ある状況では、一時、身を引き、「亡命」し、「沈潜」することが、かえって戦闘的である

場合がありうる。社会民主主義的自由主義者は、徹底した民主主義・社会主義の戦士ではなかったかもしれないが、単純な社会民主主義者よりはるかに確実な権力批判の精神と姿勢の持ち主であった。

憲法が、形式的な法の法としての基本法(Grundgesetz)でなく、国民が獲得した諸権利の集約的表現としての憲法(Verfassungsrecht)である以上、それは、どのような場合にも、その国の歴史、とくにその国の人民の市民的・社会的諸権利獲得の歴史に根ざした内容を備えている必要がある、そうでない場合、それが国民の間に定着できないものであることは明らかである。日本国憲法の誕生後、約二〇年間の見事な定着過程を見るとき(今それは重大な危機に直面させられているのであるが)、われわれは、何よりも、この憲法が、制定当時、単に外的要因ばかりではなく、自生的要因にも支えられて誕生したものであることを思い出すべきである。その点で、今日、いわゆる「護憲勢力」を構成するイデオログの中にも、護憲運動の基礎を、戦後二〇年の憲法意識の定着過程にのみ求める傾向があり、「押しつけられた憲法」論的把握の点では憲法調査会的な考え方と少しもちがっていない見解が見受けられる事實は、大いに問題であるといわざるをえない。

高野岩三郎憲法私案は、日本国憲法の自生的要因の一つの例であり、以上に見た高野の共和国憲法思想の歴史的背景は、現行憲法が、旧憲法体制内の労働運動・社会運動の経験の積み重ねの中から囁望され生み出された性格を備えていることを示している。

ただし、高野の共和国憲法思想を、日本国憲法の自生的要因の一つとしてのみ評価するのであっては、矮小化の謗りをまぬがれ得ないであろう。日本の近代史・現代史の底流が求めるものからすれば日本国憲法ですら民主主義的諸原則の貫徹という点では不十分なものであったことの証左として、高野の共和国憲法思想が評価されるべきである。

大日本帝国憲法に対して自由民権運動の中から生れた各種私擬憲法草案が示したのと同じような位置を、高野岩三郎の共和国憲法私案は日本国憲法に対して示しているのである。

- (1) G・リッターは、「政治的なるもの」(das Politische)を「デーモンニシユなるもの」(das Dämonische)としてとらえた。「デーモンニシユなるものは、善のまったくの否定ではない。それは、光に対するまったくき暗黒の領分ではなくて、薄明、瞬味不確実なるもの、恐ろしく気味悪きものの領分である。デーモンは憑依 (Besessenheit) である。」(G. Ritter, Die Dämonie der Macht, 1948. S. 15. 西村貞二訳「権力思想史」一九六三年、九ページ)。ド・マイネッケは、国家の生成と発展を物理的力 (Kratos) と精神的起動力 (Ethos) との統一でとらえようとしたが、その際、その視点を「政治家の行動」の次元にまで具体化し、「権力衝動による行動と道徳的責任による行動」との間の問題を追究した。マイネッケにとって、「たんなる権力衝動」(der bloße Machttrieb)とは「支配しようという欲望・野心」であった。(F. Münteck, Die Idee der Staatstheorie, 1957. S. 5. 菊盛英夫・生松敏三訳「近代史における国家理性の理念」一九六〇年、六ページ)
- (2) G・リッターは、「責任を自覚した政治家」とは次のようなものであるという。「かかる政治家はこの上もなく大きな対立を自己のうちで合一しなければならぬ。すなわち、情熱的である思慮深く、自己の使命に対する信念にすっかり充満しながら、にもかかわらずその限界を意識しているのである。……矛盾する能力のまことに稀有な結合だ！」(G. Ritter, op. cit., S. 174. 西村貞二訳「七ページ」)
- (3) 憲法なるもののこのような政治史的把握に関しては、左記松下論文(注4)に教えられるところが大であった。なお、政治史的憲法把握については、自由民権運動の中ですでに次のような憲法論が展開されていた事実が興味深く思われる。「夫れ国家とは何ぞや、人民ありて然後に立つものに非ずや、國家の憲法とは何ぞや、人民の自由権利の爲めに設くるに非ずや、蓋し人民は先なるもの也、國家は後なるもの也、民権は主なるもの也、憲法は客なるもの也、民権を保全するは國家を設くるの目的也、制度憲法を立定するものは民権を保全するの方便也、(植木枝盛)民権は憲法の奴隷に非ず、(高知新聞)第一三〇号、一八八一年六月二二日、家永三郎・庄司吉之助編「自由民権運動(中)」一九五七年に所収、同書三七ページ」。

(4)

たとえば先に見た川添氏の例がそうであるが、松下圭一氏も、日本国憲法は「上から」ないし「横から」の革命の結果として生れたものである、とされている。したがって日本国憲法の正統性の問題は、松下氏によれば、「アメリカ独立やフランス革命、あるいはロシア革命のように革命の成果として憲法が成立したのではなかったがゆえに、憲法制定後に、護憲運動を通じて憲法は定着せざるをえない」と把握されることになる。護憲運動の意義の強調は、日本国憲法の自生的要因の欠如のゆえではなく、自生的要因を国民一般の意識に拡大し定着させるべきものとしてなされるべきではなからうか（松下圭一「憲法擁護運動の理論と課題」「思想」第四五五号、一九六二年五月。のちに「現代日本の政治的構成」一九六二年に所収を参照）。また、京極純一氏は、今日の憲法問題をめぐる状況について、憲法を支える「政治学的な意味での中間層」を考え、「一八八九年憲法」に対しては「八九年型中間層」を、「一九四七年憲法」に対しては「四七年型中間層」をそれぞれ設定し、両者の間に信仰の問題ないし宗教戦争の問題を介在させるといふ興味ある問題設定を試みられている。ところで、京極氏においては、この「宗教戦争」とは「正教、祭司団、中間層の各次元において八九年型と四七年型との両者が並立し、相剋し、やがて公教育という国教会の争奪をめぐって攻防戦を展開」するといふものであった。すなわち、京極氏は、公教育を媒体として憲法の正統性を国民の間に定着させるべく、今まさに、「公教育の争奪」戦が展開されている、としているのである。ここでも、明らかに、日本国憲法についての「与えられた憲法」「押し付けられた憲法」としての把握が前提とされている。（京極純一「日本社会と「憲法問題」感覚」「思想」第四五六号、一九六二年五月、参照）